

## 住宅補助制度をご利用ください

## 新築・改修・建替・耐震診断

「2世帯同居をしたい」「U・Iターンしたい」「U・Iターン者に住宅を貸したい」人に  
U・Iターン住宅取得住まいる奨励金交付事業

市内で2世帯同居する人、U・Iターンする人、U・Iターン者に空き家を貸す人が、住宅を新築・改修、新規購入する場合に補助します。

## ◇共通項目

■対象 / 平成29年4月1日以降に新築・改修工事の契約をされた人、住宅の新規購入契約をされた人。

■申請期限 / 平成32年3月31日(火)

## ◇U・Iターンする人

■対象者 / これから丹波市に転入される人、または転入して1年以内の人

■補助金 / ①新築・新規購入…費用の5%、上限10万円 ②改修…費用の10%、上限10万円

## ◇U・Iターン者に空き家を貸す人

■対象者 / U・Iターン者に空き家を貸す住宅所有者

■補助金 / 改修費用の10%、上限10万円

## ◇2世帯同居の人

■対象者 / これから2世帯同居される人、または2世帯同居を開始して1年を経過していない人

■補助金

①新築・新規購入：費用の5%、上限20万円

②改修：費用の10%、上限20万円

☎ 住まいづくり課(春日庁舎内) ☎ 88-5039

「地元産材で家を建てたい」人に  
地元産材利用促進事業

住宅への木材利用を推進し、地元産材の利用拡大と林業・木材産業の活性化をめざして、地元産材で新築などをする人に補助します。

■要件 / 次の①～③のすべての要件に該当

①市内産の木材を利用して木造住宅・倉庫・車庫を新築、または増・改築 ②市内産の木材と確認できる書類「産地証明」や「伐採届の適合通知(写)」が提出できる ③市内の事業者が建築

■補助金 / 丹波市産の木材の利用量に応じた額(最高50万円まで) ※平成26年豪雨災害による罹災証明のある方は75万円まで

☎ 農林整備課(春日庁舎内) ☎ 88-5029

## ! [注意事項]

制度の併用は原則できません。元気アップ住宅リフォーム助成事業と耐震関係事業のみ、条件によって併用できる場合があります。

「持家のリフォームをしたい」人に  
平成30年度元気アップ住宅リ  
フォーム助成事業

50万円以上の住宅のリフォームを行う場合、5万円の商品券を助成します。

■要件 / 次の①～③のすべての要件に該当

①世帯主が居住している市内の住宅のリフォーム ②世帯主は市税などの滞納がなく、平成29年第2次募集の助成を受けていない ③市内に本社・本店をもつ事業所が施工する工事

■助成内容 / 5万円(たんば共通商品券)

※100件まで(応募多数の場合は抽選)

■応募方法 / 5月1日(火)～31日(木)までに往復はがきで申し込みください。※当日消印有効

☎ 住まいづくり課(春日庁舎内) ☎ 88-5039

「空き家を地域活性化のために活用したい」人や自治組織などに  
空き家利活用地域活性化事業

地域の自治組織などが、空き家の有効活用と地域活性化のため、子育て支援・高齢者福祉、都市住民との交流施設、地域の交流拠点や飲食店、宿泊施設などとして、空き家を改修する場合、費用の一部を補助します。

## ◇交流施設型

■対象者

空き家などを所有・賃貸し、かつ地域活性化のために利活用する自治組織など

■補助対象費 / 空き家を地域活動拠点や交流拠点に改修する費用

■補助金 / 費用の全額。※上限300万円。

## ◇古民家再生型

■対象者 / 築50年以上の古民家などを所有・賃貸し、かつ地域活性化のために利活用する者および自治組織など

■補助対象費 / 古民家を地域活動拠点や交流拠点に改修する費用 ※兵庫県が実施する古民家再生促進支援事業の採択が可能なもの

■補助金 / 費用の1/3。※上限333万円

県の「古民家再生促進支援事業」は費用の1/3、上限333万円が交付され、市と県の補助金併せて最高666万円が交付されます。

☎ 住まいづくり課(春日庁舎内) ☎ 88-5039

「耐震診断を受けたい」「耐震改修をしたい」人に  
簡易耐震診断推進事業・耐震化促進事業(計画策定・耐震改修  
工事)・住宅建替工事費補助金・防災ベッド等設置事業

■対象者 / 木造戸建住宅の所有者

■対象住宅 / 全事業共通。市内にあり、昭和56年5月31日以前に着工。店舗併用住宅は、住宅用途部分が延べ床面積の2分の1を超えるもの。

■要件

●簡易耐震診断推進事業要件

①市内の事業者が実施

●耐震改修計画策定

要件①および、②耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅 ③兵庫県住宅再建共済制度に加入している、または今後加入する。

●耐震改修工事

要件①・②・③および、④県の「住宅改修業者登録制度」に登録のある業者が工事を行うもの。

●建替工事

要件②・③および、既存の住宅を除却し、耐震性のある住宅を新築するもの

●防災ベッド等設置

要件②・③および、⑤市が指定する事業者が実施

する場合で⑥防災ベッドなどの価格が10万円以上のものを設置

■補助金 / ●簡易耐震診断推進事業：全額 ※非木造は一部負担有

●耐震改修計画策定：計画策定費の5/6または25万円のうち低い額

●耐震改修工事：対象工事費が300万円以上の場合、定額130万円 ※所得制限有。対象工事費が300万円以下の場合も補助対象。金額によって補助金の額が異なる。

●建替工事…対象工事費の1/4、上限100万円 ※所得制限有

●防災ベッド等設置…定額10万円 ※所得制限有

建物の構造・種別で補助金が異なります。受付開始時期は追って告知します。

☎ 住まいづくり課(春日庁舎内) ☎ 88-5039